

NO. 3
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成22年度第5回

高規格堤防整備事業 【再評価】 〔全体概要〕

平成23年3月
近畿地方整備局

1. 平成23年度高規格堤防整備事業について
2. 高規格堤防整備事業の目的・定義
3. 高規格堤防整備事業の経緯
4. 高規格堤防の特徴
5. 高規格堤防の整備効果

1. 平成23年度高規格堤防整備事業について

～高規格堤防整備事業の動き～

平成22年
10月

◆行政刷新会議「事業仕分け」でのとりまとめ内容

現実的な天災害に備える視点に立ち入り、治水の優先順位を明確にした上で、事業としては一旦廃止をすること。



平成22年
12月

◆平成23年度河川局関係予算決定概要

平成24年度概算要求までに事業スキームの抜本の見直しを行い、平成24年度予算に反映することとし、平成23年度においては、以下の場合を除き、予算措置しない。

- ・実施計画策定時までに、現在、実施中の箇所のうち、**中止した場合に土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼすもの**に限り、**土地所有者等の関係者の意見を聴取**するとともに、**事業評価監視委員会に諮った上**で、**必要最小限の措置**を行う場合。



平成23年度予算

平成23年
2月

◆平成23年度の予算措置を行う箇所の検討

現在、実施中の箇所のうち、中止した場合に土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼす地区として、現在実施中の箇所11箇所のうち、**4箇所のみ**において措置を行う。



平成23年
2月

◆関係自治体（大阪府）の意見を聴取

◆関係者の意見を聴取

大和川：阪神高速道路株式会社、堺市
淀川：東洋ガラス株式会社、常翔学園、大阪府水道部



平成23年
3月

◆事業評価監視委員会における審議

◆対応方針（案）の決定（整備局）

◆対応方針の決定（本省）

平成24年度以降予算

平成23年
2月18日

◆高規格堤防の見直しに関する検討会（第1回）

- ・事業スキームの抜本の見直し

【検討内容】

- （1）首都圏、近畿圏の堤防整備のあり方の検討
- （2）高規格堤防整備区間の検討
- （3）コスト縮減策の検討
- （4）投資効率性の確認手法の検討



平成23年
6月

◆高規格堤防の見直しに関する検討会（第2回）

◆高規格堤防の見直しに関する検討会（第3回）



平成23年
7月

◆高規格堤防の見直しに関する検討会（第4回）

- ・とりまとめを実施、新たなスキームの確立



◆平成24年度 概算要求

2. 高規格堤防整備事業の目的・定義

【目 的】

洪水は自然現象であるため降雨に起因するものである以上、極めて規模の大きな洪水、したがって計画の規模を上回る洪水が発生する可能性は常に存在している。

一方、大都市圏を洪水から防御している大河川の堤防が破壊されたとすれば、当該地域に壊滅的な被害が発生し、ひいては我が国全体の経済社会活動に致命的な影響を与えることが懸念される。

大都市地域の大河川において、計画高水位を上回る、又はそのおそれのある洪水すなわち超過洪水等に対して、破堤による壊滅的な被害を回避するための超過洪水対策及びその推進方策についての諸問題を審議した結果、下記のとおり答申する。

新たな超過洪水対策として、高規格堤防の整備を強力に推進することとし、その整備区域が、都市域における親水空間、防災空間等として多様な機能を発揮し得ることにかんがみ、総合的に施策の効果を発現できるよう、施策の拡充を図るべきである。

(昭和62年3月河川審議会答申より一部抜粋)

※超過洪水とは、河川の計画の流量規模を超えて発生する洪水のこと。

計画高水流量 大和川：基準地点（柏原）4,800m³/sec（1/200）

淀川：基準地点（枚方）12,000m³/sec（1/200）

【定 義】

河川管理者は、その管理する河川管理施設である堤防のうち、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が通常の利用に供されても計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有する堤防（以下「高規格堤防」という。）については、その敷地である土地の区域のうち通常の利用に供することができる土地の区域を高規格堤防特別区域として指定するものとする。

(河川法第6条第2項)

3. 高規格堤防整備事業の経緯

年月	内 容
昭和61年 9月	河川審議会に「超過洪水対策及びその推進方策について」諮問
昭和62年 3月	河川審議会より「超過洪水対策及びその推進方策について」答申
昭和62年度	特定高規格堤防整備事業の創設
昭和63年 3月	淀川、大和川、利根川、荒川及び多摩川の各水系の工事实施基本計画を改定し、高規格堤防設置区間を決定
平成 3年 5月	高規格堤防の円滑な整備の推進を図るための「河川法の一部を改正する法律」の公布
平成 3年11月	上記法律の施行、河川法施行令及び河川法施行規則の一部改正
平成 4年 2月	河川管理施設等構造令及び同施行規則の一部改正
平成 4年度	特定高規格堤防整備事業を高規格堤防整備事業と改称
平成 4年 4月	淀川、大和川、利根川、荒川及び多摩川の各水系の工事实施基本計画を改定し、高規格堤防断面及び高規格堤防設置区間に係る背水区間を記載
平成17年 3月	高規格堤防整備延長のうち東京23区やJR大阪環状線の内側等を「重点区間」として設定
平成22年10月	行政刷新会議「事業仕分け」にて高規格堤防整備事業を評価

4. 高規格堤防の特徴

◆ 重点整備区間

高規格堤防のさらに効果的、効率的な整備を図るため、平成17年3月に設定

《重点整備区間設定の考え方》

既に河川整備計画において重点整備区間を位置づけている河川以外の河川においては、破堤氾濫被害及び都市再生の二つの視点から設定。

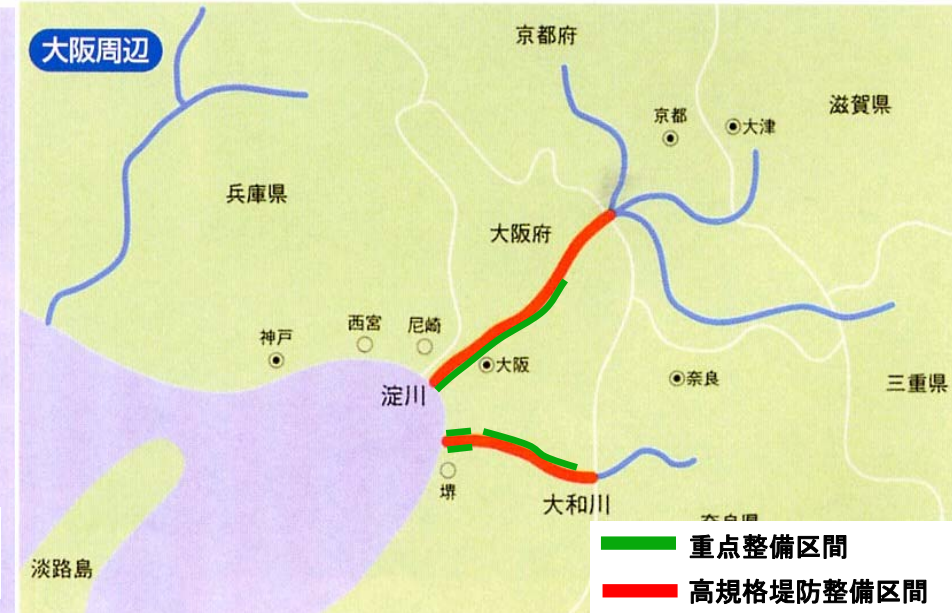
具体的には、堤防形状が計画断面を概ね満足している区間のうち、以下の条件①～②のいずれかを満たす区間を基本とし、河川整備計画対象期間内(20～30年)における事業展開を考慮の上、重点整備区間を設定。

[条件①]高規格堤防の整備対象区間の内、特に国家的な中枢機能と活動が集中している区域を防御する堤防の区間(具体的には利根川、江戸川、荒川については東京23区、淀川、大和川についてはJR大阪環状線の内側)

[条件②]都市再生プロジェクトで高規格堤防整備が位置づけられている堤防の区間



○東京23区等を防御する区間



○JR大阪環状線内側を防護する区間

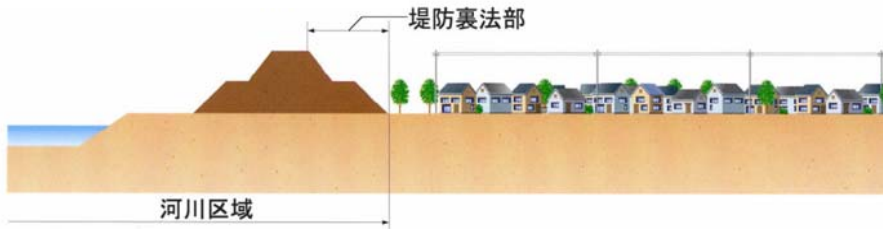
○阪高大和川線、同淀川左岸線と一体となる区間

(高規格堤防整備区間 約873kmのうち 約224km が重点整備区間)

4. 高規格堤防の特徴

沿川地域のまちづくり(土地区画整理事業等)と一体的に実施

<高規格堤防整備前>



<高規格堤防整備後>

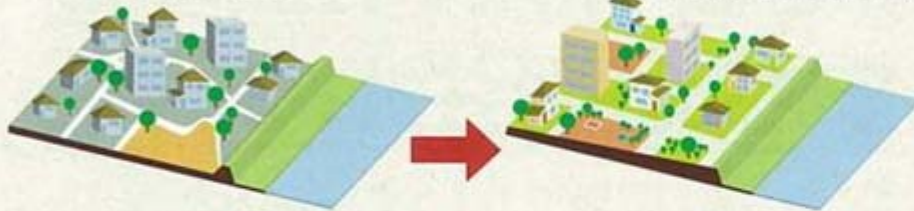


高規格堤防と一緒にできる代表的なまちづくり

土地区画整理事業

土地区画整理事業(従前)

土地区画整理事業(従後)



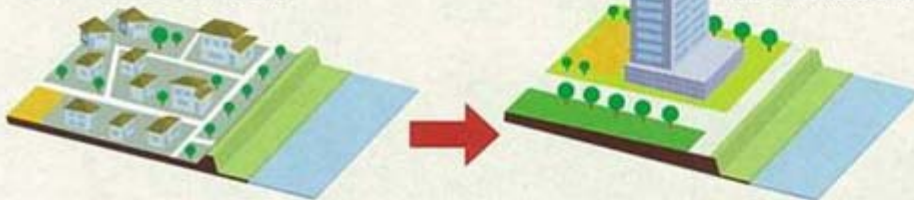
団地などの建て替え



市街地再開発事業

市街地再開発事業(従前)

市街地再開発事業(従後)

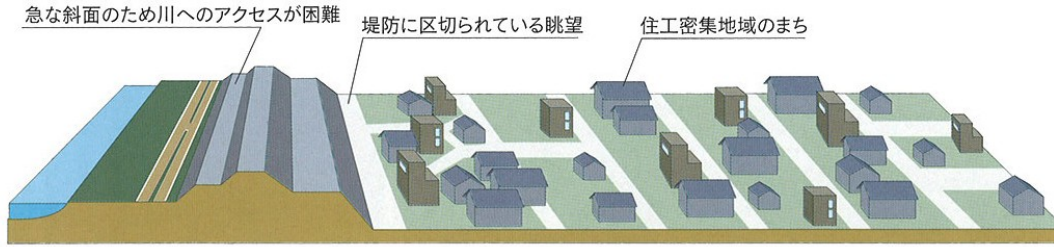


工場の土地活用など

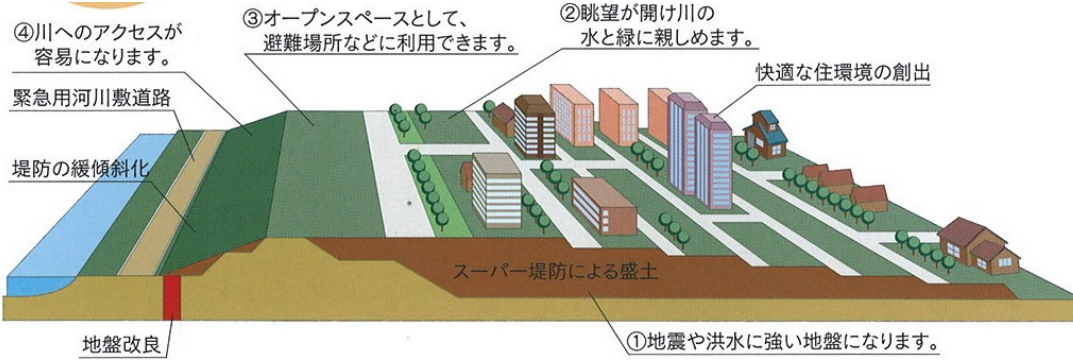


4. 高規格堤防の特徴

<事業前>



<事業後>



「こわれない堤防」で安全を確保



(平成16年台風23号 出石川鳥居橋付近)

暮らしにゆとり、都市アメニティ向上



(淀川高規格堤防:伊加賀西地区)

- 高規格堤防上の区域については、洪水や地震に対する安全な区域となり、眺望が開け、日照・通風条件も改善され、河辺へのアクセス性が向上し、宅地としての条件・価値が向上する。
- 周辺の市街地にとっても、水害・地震などでの災害時の避難空間、裏法を活用した公園、水と緑に親しめる水辺空間の創造など、良好な環境確保の効果がある。
- 高規格堤防整備に伴って、区画整理などを行うことで、防災性・近隣環境などの従来の市街地の課題を解決し、良好な市街地として再生させることができる。

5. 高規格堤防の整備効果

越水

洪水が予想を超えるような大規模なものだと越水し、堤防が決壊する可能性がある

●ふつうの堤防



●高規格堤防



越水しても堤防上を緩やかに水を流すことで、堤防の決壊を防ぐ

浸透

洪水が想定されていたものより大規模で長期間続き、水が堤防に浸透すると決壊するおそれがある

●ふつうの堤防



●高規格堤防

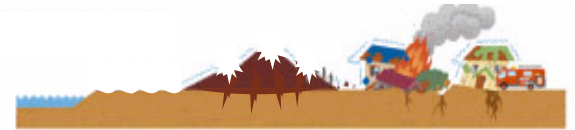


水が浸透しても堤防幅を広くとることで、不安定化による決壊を防ぐ

地震時の液状化

大地震が発生すると軟弱地盤の市街地は、液状化などで大きな被害を受ける場合がある

●ふつうの堤防



●高規格堤防



必要に応じ地盤改良を行い、強い地盤とすることで、壊滅的な被害を防ぐ

